

日 時：平成 29 年 4 月 6 日（木） 15:00～16:37

場 所：農林水産省本館 4 階 第 2 特別会議室

## 水産政策審議会資源管理分科会 第 8 2 回議事録

水産庁漁政部漁政課

## 水産政策審議会第82回資源管理分科会

### 1 開 会

日 時：平成29年4月6日（木）15:00～16:37

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

### 2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員	大森 敏弘	嘉山 定晃	長瀬 一己	東村 玲子
	三木 奈都子	柳内 克之	山川 卓	

特別委員	大久保 照享	加澤 喜一郎	川越 一男	近藤 直美
	白石 嘉男	高橋 健二	千葉 康則	長元 信男
	東岡 保	本間 新吉	松本 ぬい子	若狭 信行

### 3 水産庁側出席者

浅川資源管理部長 保科増殖推進部長 太田審議官 中企画課長 藤田管理課長  
黒萩漁業調整課長 黒川国際課長 神谷漁場資源課長 田中資源管理部参事官  
渡邊増殖推進部参事官 加藤資源管理推進室長 廣野指導監督室長 斎藤沿岸・遊漁室長

### 4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	【諮問事項】	
	諮問第 277 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく公示について	2
	諮問第 278 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について	7
	諮問第 279 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について	13
	【報告事項】	
	(1) 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について	16
	(2) N P F C (北太平洋漁業委員会) 参加国等の漁業状況について	22
	【その他】	
3	閉 会	

○管理課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第82回資源管理分科会を開催させていただきます。

私は、本日の事務局を務めます管理課長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の出席者のうち、水産庁のほう、4月で幹部の異動がございました。異動者を御紹介させていただきます。

まず、久保寺資源管理推進室長でございます。

○資源管理推進室長 久保寺でございます。よろしくお願いいたします。

○管理課長 渡邊増殖推進部参事官でございます。いらっしゃいますか。いらっしゃらない。すみません。

それで、いつものことですが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には、事務方のほうでマイクをお持ちしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定によりまして、分科会の定足数は過半数とさせていただきます。

本日は、資源管理分科会委員9名中7名の方が出席されておりますので、定足数を満たしております。本日の資源管理分科会は、そういうことで成立いたしておりますので、御報告申し上げます。

また、特別委員の方は、15名中12名の方が出席されてございます。

では、次に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございます。

まず議事次第がございまして、その後に資料一覧というのがございます。もし、この時点で不足があるようでしたら御連絡いただければと思いますし、もし議題が進んでいる間にお気づきであれば、当方のほうに御連絡いただければ資料をお持ちしますので、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、もしカメラの方がいらっしゃいましたら、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方は御退席をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様御多用のところお集まりくださいまして、まことにありがとうございます。

では、早速ではございますけれども、座りまして議事に入らせていただきたいと思います。

本日は諮問事項が3件、報告事項が2件でございます。

このように本日は御検討いただく議題がたくさんありますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項

の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願  
いいたします。

それでは、まず諮問第277号「漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について」ですけれ  
ども、本件については、まず「平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針  
(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 企画課長の中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料のクリップでとめたものの後ろについておるんですが、資料2-1、表題とし  
て「平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針(案)」とする文書にて説  
明させていただきます。

こちらの処理方針については、これまで当分科会において、昨年11月、本年2月の2回にわた  
って御審議いただきました。前回御説明させていただいた際には、それまでの委員の皆様か  
らいただいた御意見を踏まえて修正を行った案をお示しさせていただきました、その際には御  
意見は特段なく、基本的にはこの方向性について御承認いただいたというふうな認識で作業し  
ております。

今回お示しする案も、その際御提示させていただいたものそのまま、修正はないままという  
ふうになっております。改めて、今回の一斉更新の主なポイントについて、2ページから始ま  
る「第2」で説明をさせていただきます。

1から4に記載されておりますとおり、1の「資源管理の推進」。具体的な内容としては  
「公示隻数の抑制」「数量管理の充実」、2の「漁業秩序構築の推進」という部分でございま  
すが、具体的な内容としては、「VMSの全許可船舶への設置」「漁業調整の推進」、3とい  
たしまして「国際競争力の強化」、この具体的な内容といたしましては「規制の見直し」「北  
太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の新規参入機会の確保」、めくっていただきまして4とい  
たしまして「漁船の安全対策の強化及び居住環境改善の推進」でございます。

具体的な内容については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

前回までの資料と同じということですが、ただいまの御説明につきまして、御質問、  
御意見等、何かございましたらよろしくお願いいたします。

では、特にございませんようですので、「平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」につい  
ての処理方針(案)」について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま了承されました処理方針に基づきまして作成された公示案である諮問第  
277号について説明をよろしくお願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長でございます。

資料2、諮問文を読み上げさせていただきます。

28水漁第1811号  
平成29年4月6日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について（諮問第277号）

次に掲げる漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第1項の規定に基づく公示を別添のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

- (1) 沖合底びき網漁業
- (2) 以西底びき網漁業
- (3) 遠洋底びき網漁業
- (4) 大中型まき網漁業
- (5) 遠洋かつお・まぐろ漁業
- (6) 近海かつお・まぐろ漁業
- (7) 北太平洋さんま漁業
- (8) 日本海べにずわいがに漁業
- (9) いか釣り漁業

以上でございます。

先ほど企画課長のほうから説明があり、了承いただいた処理方針に基づいて公示案を諮問させていただきます。

御覧のとおり、分量は多いわけでございます。ポイントだけ漁業種類ごとに説明させていただきます。

処理方針に盛り込まれた内容につきましては、ここでお諮りする公示内容、具体的には操業区域、漁業の方法、総トン数ごとの許認可隻数、申請期間、備考、許認可に付す制限又は条件、こういったもののほか、今後の漁業種類ごとに定める許可方針でありますとか、指定漁業の取締りに関する省令の改正、省令の運用に今後反映されていくというものでございまして、この公示案のみで、この処理方針（案）を具現化していくということではございませんので、お含みおきください。

それでは、まず一番最初に、沖合底びき網漁業について説明させていただきます。

先ほどの公示隻数の考え方に基づいて、沖合底びき網漁業につきましては、347隻の公示をさせていただきたいというふうに考えております。前回の一斉更新の5年前の公示に比べまして36隻減っております。

ページ12番の備考欄の4というのを御覧ください。

これがいくつかの漁業で共通になっている事項でございます。処理方針（案）の第2の4に書いてあります「漁船の安全対策の強化及び居住環境改善の推進」の部分を反映させたものでございまして、船舶の安全性、居住性等の確保のために当該船舶の大型化を図ることが適当であると認めた場合については、船舶の総トン数は、当該船舶の総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなして、この公示案を扱うということでございます。

居住区の改善等のために大型化した部分については、このトン数階層の中に換算しないということでございます。

それからもう一つ、共通的な事項でございますので、沖底で説明させていただきますけれども、ページ37から38にかけての「その他」のところ、左から4行目、66でございますけれども、これは前回までは大中まきとか沖底の一部に限られておりましたVMSの設置義務についてでございます。

沖合底びき網漁業については、これは当然前回から入っておったわけですがけれども、今回は、全漁業種類に同様の規定を盛り込みます。それで、VMSの機器の準備ができ次第、順次今後の5年間で各漁業種類に入れていくということでございまして、これは全く同じ規定がほかの漁業種類にも並んでおります。ただし、国際漁場で操業する、例えば遠洋かつお・まぐろ漁業でありますとか、近海かつお・まぐろ漁業でありますとか、それからNPFCでVMSが義務づけられております北太平洋さんま漁業でありますとかは、この制限・条件ではございませんで、別途指定漁業の取締りに関する省令の別表で定めさせていただくということになっております。同じことをやるわけなんですけれども、規定の仕方が違うということを御了承ください。

それから、これは処理方針のほうの5ページにございます沖合底びき網漁業の（2）の部分です。「新たな操業形態の試験操業の成果を踏まえた漁法変更の許可」というのがございます。これは、公示案に反映させてあるものではございません。今後、実証事業を経て漁獲能力が増加しないということが実証された場合に、漁法の変更・追加を許可方針の中でやっていくという意味でございます。これは公示案には書いてございません。

それから、以西底びき網漁業を説明させていただきます。

（2）以西底びき網漁業についてでございますが、これにつきましては前回と変わった部分は特段ございません。隻数につきましては、前回43隻であったものが32隻の公示になっております。11隻の減でございます。

その次、3番目の遠洋底びき網漁業でございます。

遠洋底びき網漁業についても規定ぶりは変わっておりません。37隻の公示が30隻減少しまして、今回7隻の公示になっております。

その次、4番目の大中型まき網漁業でございます。

大中型まき網漁業については、いくつかの見直しがありました。ここの処理方針の6ページの大中型まき網漁業の下のほうに書いてございます「国際競争力強化のための許可船舶の大型化手続の見直し等」が行われ、それが許可の制限・条件の部分に記載されております。

まず、隻数のほうにつきましては、前回148隻だったものが128隻でございまして、20隻減少させて公示させております。漁業種類のカテゴリーとしては、いわゆる海外まき網につきましても大中型まき網漁業であります関係上、この128隻のうちの35隻は海外まき網漁業の許認可隻数でございます。

国際競争力強化のための許可船舶の海外まき網漁船の大型につきましても、基本的にW C P F Cで平成26年3月以降、先進国の漁船隻数や代船の際の漁獲能力——この漁獲能力というのは漁獲量であったり魚倉容積でございまして、それを増加させないという国際合意がございまして。これを踏まえた形で大型化の取り扱いをするということでございます。

これまで北部太平洋海区のかつお・まぐろまき網漁船の廃業見合いで大型化し、そのかわり魚倉容積の制限が行われていたものなどに対して、一定の海外まき網漁業の許可を廃業させる見合いとして、当該制限を解除するという改正を行います。これは制限・条件ではございません。許可方針の改正で行います。

それからもう一つ、漁船漁業の改革のための新たな操業形態の試験操業により大型化したにもかかわらず、W C P F C水域で漁獲するというので漁獲量が制限されていた許可がございまして。これはもうかる漁業でつくった2隻でございまして。これにつきましても、特定の船舶を廃業するという見合いとしまして、制限・条件を解除するということになっております。

それはどこの部分かと申しますと、7ページでございまして。公示番号の26、左側から2つ目の公示番号でございまして、この操業区域の9及び10というのが太平洋中央海区という操業区域とインド洋海区の操業海区でございまして。

ここについて、公示の枠を1つ設けまして、太平洋中央海区とインド洋海区両方で操業する枠を設けるということで、これが2隻でございまして。これがもうかる漁業でインド洋海区を2つ操業するというにしましたものを公示枠として設けるということございまして、これがスクラップ、廃業見合いであれば、太平洋海域での漁獲量の制限を解除するというのをセットでやるということでございます。

それから、もう一つでございます。（3）の「外国漁船と競合する漁場等における操業規制の見直し」でございまして。我が国の関係漁業との間で漁業調整の問題を惹起しない水域での操業について、附属船の共同利用が可能となるよう操業に係る規制の見直しを行うということでございます。

これは、海外まき網ではございまして、いわゆる大中型まき網の東海黄海海区のものでございまして。この海区の操業につきましては、いわゆる日中暫定水域、それから日中中間水域、それから日韓の暫定水域というような形で中国漁船、韓国漁船が操業を非常に活発化させている水域、いわゆる国際漁場で操業するわけでございまして。

そういった関係上、41ページ目と42ページ目を御覧いただきたいんですけども、41ページ



目で「附属船に関する事項は、次のとおりとする」ということで、「附属船の隻数は、5隻以内」というふうに書いてございます。

それから2番目、その次のページの口のところに「運搬船の隻数は、3隻以内とする」というようなことが書いてございますが、ここにただし書きをつけまして、「外国漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合は、この限りではない」ということを設けます。いわゆる日中中間・日中暫定の水域で操業する場合には、同じ漁業種類の中で共同利用で運搬船を使うということで国際競争力を高めようということでございます。

こういったことが大中型まき網漁業の変わった部分でございます。

それから次、遠洋かつお・まぐろ漁業でございます。

遠洋かつお・まぐろ漁業につきましては5番目でございますけれども、今回256隻の公示で、前回361隻に比べて105隻減少しております。

中身につきましては、制限・条件とかにつきましては、基本的に前回は踏襲しておりますが、中には国際取り決めの中で合意された事項について反映させてもらっている部分がございますけれども、説明は省略させていただきます。

次でございますが、近海かつお・まぐろ漁業につきましては335隻の公示です。前回、391隻に対しまして56隻減少させております。同様に、制限・条件等については変わっておりません。

それから、その次に7番目、北太平洋さんま漁業についてでございますが、この北太平洋さんま漁業につきましては、先ほど処理方針の中で説明がございましたとおり、前回の一斉更新時における許可及び起業の認可の隻数とするということでございます。

前回の一斉更新の公示のとき公示して、その後申請があって許可したもの、その隻数でございます。

182隻ということで、前回と比べて38隻、公示隻数としては減っておりますけれども、一斉更新直後に許認可された数としては182隻であったわけございまして、減少していないということでございます。

さんま漁業につきましては2ページ目を御覧いただきたいんですけども、業界からの、全さんまからのたつての要望がございまして、この一斉更新の機会に発光ダイオード、LEDの普及に伴う光力規制をしっかりと規定してくれという要望がございました。それを反映したのが2ページ目の3、「集魚灯及び作業灯を全て設備した状態で、その定格消費電力の総和が900キロワットを超えてはならない」というふうになって、これは従前からそうっておったわけですけども、その900キロワットの下に、「うちLEDランプを使用した集魚灯及び作業灯については、200キロワット以下とする」ということに規定しております。業界のこれからの過剰光力競争を抑制していこうという意向を踏まえた制限・条件にかえさせていただいております。

それから、日本海べにずわいがに漁業についてでございますが、公示隻数は12隻でございます。前回の一斉更新と同じでございます。

いか釣り漁業につきましては、先ほど説明しました北太平洋さんま漁業と同様でございます。

て、公示隻数は、前回の一斉更新のときの許認可隻数にしております。131隻でございます。公示隻数としては66隻減少しておりますが、一斉更新の際の許認可隻数と同等になっているわけでございます。

以上、9つの漁業種類につきましての公示案について御説明させていただきました。以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等何かありましたら、よろしく願います。

資料が非常に多くございますけれども、よろしいですか。

では、特に御発言がないようですので、諮問第277号については、原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第278号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について」、事務局から資料の説明をよろしく願います。

○管理課長 管理課長の藤田でございます。

資料3を御覧ください。

それでは、まず諮問事項278号につきまして諮問文を朗読させていただきます。

28水管第2411号

平成29年4月6日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について  
(諮問第278号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第2条第6項の規定に基づき、別添のとおり海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令を制定したいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

内容は、資料を開いていただきまして添付されております新旧対照表を御覧ください。非常に簡便で、中身的には簡単な話でございまして、これまで何度もこの分科会で御説明させていただいてきましたように、国際的に数量管理が求められております、くろまぐろの適切な管理を行うというために、TAC対象種として、くろまぐろを追加するというものでございます。

本件につきましては、ホームページにおきまして、平成29年2月21日から3月22日までパブリックコメントを実施してございます。大変関心が高いということで13件の意見をいただいております。

このうち、TACの政令指定そのものに関しましては、賛成が1で、まあ、賛成なんですけれども改善が必要だとか、あと現状のままだと反対だとか、時期がまだちょっと早いんじゃないかというような意見、あと漁獲量の把握が行えるまでは控えるべきだというようなものが全部で5件ございました。

さらに、ちょっと適用除外的な話なんですけど、沿岸とか定置の配慮というものを求めるというものが3件ございました。

このほかに、昨年資源管理分科会で関係者の方に意見を披露してもらいましたけれども、そういう際の意見が同様に出てきております。例えば、TACの配分比率の見直しをすべきだとか、あと大中型まき網漁業だけでなく、沿岸漁業におきましても産卵期の操業を規制すべきだという意見。管理期間を沿岸のほう、柔軟性をもう少し高められないかといった意見ですとか、混獲される小型くろまぐろの再放流について、現場では非常に大変な思いをしているんだと、そういうのを理解してくれという意見とか、所得補償等の支援策を要望するといったもの。さらに、漁獲量のモニタリング体制、これの構築など、報告体制、これをしっかりやらないと無理なんじゃないですかみたいな、そういう意見がございました。さらに遊漁の扱い、これも従来から出ておりますように、こういった意見がございました。

こういった意見はございましたけれども、我々としましては、従来から申し上げてきておりますように、数量管理につきましては難しさがあるというのは重々認識をしております。このため、これまで試行期間を設けて管理を実施してきたところでございますし、これからも必要な改善を図っていくという所存でございます。

ですから、今後は、この国際約束をきちんと履行するというために、TAC対象種に指定して公的な担保措置を講じたいということで今回諮問をさせていただくことにしたものでございます。

一方、先ほど申し上げましたように、これまでも管理の状況ですとか関係者の意見、こういったものを状況を踏まえながらやってきたわけでございますが、沿岸漁業につきましては、これから第3管理期間の計画づくりに現在もう入っております、国のほうも基本計画をつくるということにしております。

こういった今回いただきました意見も参考にさせていただきながら、また必要な改善を図って、TACの導入に係る作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等何かございましたら、よろしくお願いたします。

東村委員。

○東村委員 1点確認なんですけれども、これまでの7魚種に関しては、日本のみが資源の評価を行って、ABCを算定し、そこからTACを導いてきたわけなんですけれども、このくろまぐろについては原則的には国際的な取り決めの数量がTACになり、その中で国内でどういう配分をするかということに関しては、国主導として、また業界団体等も参画して決めていくという理解でよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

○山川分科会長 藤田管理課長、よろしくお願いたします。

○管理課長 おっしゃるとおりでございます。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 では、長元委員。

○長元特別委員 ただいまの説明では、くろまぐろもTACの対象にするということでございますけれども、もちろん、これにつきましては、昨年度、くろまぐろの養殖用の稚魚ですか、これがかなり活け込みされているということなんですけれども、これについても、もちろんTACの対象になるということですか。

○管理課長 天然種苗ですね。漁業者の方がおとりになって、養殖用の種苗として入れる分につきましては、このTACの中に含めるということでございます。

○長元特別委員 それとなんですけれども、相当——まあ、これは私の聞いた話——まあ、実際にはどうかかわからないんですけれども、昨年度は天然種苗は53万6,000尾、前年よりも14万ふえているということなんですけれども、これは養殖用です。

そうした中で、これは聞いた話なんですけれども、実際にはどうかかわからないんですけれども、倍ぐらい養殖されているということなんですけれども——それは実際にはわからないんです。これは私の聞いた話ですから。

ですから、まぐろの養殖がふえたということで、例えば餌になる、例えばサバ、もちろん、そういうものが値段が相当高くなって、まぐろ用に回って、養殖業者、例えばブリ、カンパチの養殖業者は今は悲鳴を上げています。もちろん、生餌が上がって、もうどうしようもできないということですので、何とか養殖まぐろについても、ある程度の規制を設けてほしいということなんですけれども、そこら辺のところについてはどうなんですか。

○山川分科会長 管理課長でよろしいですか。

○管理課長 本来は栽培養殖課長が答えたほうがいいかと思っておりますけれども、この後の報告事項のほうで、最後、今年の養殖の現状について御報告を申し上げます。ただ、現実問題としまして1つありますのは、我々のほうは自然界にある資源の利用という面での規制を講じておりますので、養殖漁全体について規制を設けるということではないという部分は御理解いただきたいということでございます。

それと、一方で、養殖の資材関係につきましては、別途激変緩和策と申しますか、支援策を設けておりますし、そういった意味で餌の値段については私のほうも若干聞き及んでおりますけれども、そういう支援事業をうまく使って、養殖業者の方にこの難局と申しますか、うまく乗り切っていただきたいなというふうに考えてございます。

○長元特別委員 それともう一つ聞いていいですか。

○山川分科会長 はい、どうぞ。

○長元特別委員 例えば、今まぐろの人工ふ化、これについてはいくらでも飼っていいということなんですけれども、そうなんですか。どんどん養殖、人工ふ化したやつ、まぐろは幾らでも飼って養殖していいですよということですか。

○山川分科会長 管理課長。

○管理課長 大臣のほうで制限を——制限をというか、関係の都道府県知事をお願いしておりますのは、今おっしゃいましたように、天然種苗をもとにした養殖の施設、これはもうこれ以上ふやさないようにしてくださいということをお願いしておりますけれども、人工種苗を対象とした施設をつくと申しますか、漁場計画をつくって養殖場をふやすということに関しては、厳密に言うと制限はしてございません。

ただ、多分後でも出てくる話なんです、実際には養殖業者の方は、一定の天然種苗はどうしても必要だということのようございまして、人工種苗だけがどんどんふえるという状況にはなっていないということでございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○長元特別委員 はい。

○山川分科会長 では、大久保委員。

○大久保特別委員 私は、まぐろの未成魚の管理のほうでちょっとお尋ねしたいことがあります。

長崎県では632.5トンの枠がありましたけれども、壱岐のほうでは139トンの枠をいただき、しっかり資源管理をしてまいりました。しかし、九州西ブロックのほうではトン数が100%を超えて、我々は県の主導のもとで95%までだめですよ、そして、あと5%は混獲でとってください。そして、139トン絶対超えたらだめですよという、そういう主導のもとでやっておりますけれども。そして、82%で5組合で話し合っただけで振り分けて、勝本の場合は228隻の船がおりますけれども、35キロずつ振り分けましたけれども、それも九州西ブロックがオーバーした関係上ストップされて、91隻の船が全くとれない状態になりました。

それに対しまして、1つ、去年は38%ぐらいしか達成しておりませんでしたけれども、こんなになるとは思っておりません。水産庁もそうやったと思います。しかし、混獲のあり方が曖昧な混獲のとり方と私は思っております。特に定置漁業なんか、死んだのを揚げてトン数を登録してください。壱岐の場合は定置、3組合ありますけれども、みんな網をほどいて、違反したらいかんということで逃がしておりました。水産庁にこの件で特に訴えたいのは、混獲のあり方が曖昧ということを指摘したいです。

我々は、漁業者も98%のとき、県のほうから混獲はとっていいですからと言われたけれども、うちは228隻ありますから、1日に4トンの水揚げが揚がるわけです。漁業者みずから混獲は絶対しない、違反は絶対しないというわけです。そうしたら、今長崎県でも200%もなっている組合もありますし、そういう中で皆さんが守っているものだから、特に私なんかは毎日毎日怒られて、本当に水産庁に行きたいぐらいあるとですけども、こういう混獲のあり方も徹底して管理してもらいたいです。そうせんと、我々みたいに一生懸命守っている人たちがとられない状態ありますので。

そして、今度は定置と沿岸漁業者とは切り離すんですか。

○山川分科会長 藤田管理課長、よろしくお願いします。

○管理課長 まず、地元でくろまぐろの管理に非常に御努力をいただいているということに、まず感謝を申し上げます。

一方で、混獲の問題というのは、これはある意味資源管理をやる際には漁業では切り離せない問題だと。特にくろまぐろにつきましては、今年は西日本を中心に漁獲が非常によく、今までと同様じゃない形で定置に入ったり、ほかの漁業でとれたりするということで御苦勞をおかけしているというふう認識をしておりますし、そういった面につきましては、次の管理の枠組みの際に数量をどういうふうに織り込んでいくか、そういったことを考えないといけないだろうというふう認識しておりますし、一方で、定置網による漁獲といいますか、混獲に関しましては、平成28年度も一定の予算で技術開発に取り組みましたし、29年度も同様に別の予算で取り組みをするということにしておりますので、そういった形できれいに線引きをするというのはいろいろ難しい部分があると思っておりますけれども、できる限り、管理の枠組みの中に定置も含めてうまく入っていくように努力をいたしたいというふう考えております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○大久保特別委員 なかなか納得はされませんが、水産庁も我々ももう想定外で、こんなにふえるとは思ってなかったけん。

それともう一つは、特に離島の組合なんかは、魚が泳いだきたのを、それをとって生計を立てておりますから。もう目の前で1本とったら2万円する魚がいくらでも来ると。とられない状態で、もう皆さん、血の涙を流してリリースして、1カ月間で二千二百九十何本も放したけん。そういうところも、もう違反したらいかんけんといって、みんな泣き泣き放しておるわけです。そこも酌み取って、資源管理をしっかりと。

うちは、もう違反をしないから、よそが違反したら怒るわけです。その点、ぜひよろしくお願いします。

○山川分科会長 非常に大変な問題だと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、高橋委員。

○高橋特別委員 TACについて総体的にお伺いしておきたいんですが、今回、くろまぐろのTACを導入するに当たって、先ほど東村委員からあったように、地域漁業管理機関で決めたものがTACに入ってくると、日本の国内のTACに入ってくる、こういうことのようにす

から、そうすると、今後、例えば、かつおなり、それから北太平洋の公海の新しい条約等々から、そういうふうな形の中で入ってくる可能性があるのではないかなという懸念をしています。

本来であれば、日本の200海里内に生息をする漁業資源に対して適正な資源管理という形の中で、このTAC制度というのはできているはずですから、そうしますと国際的な問題が発生をしたということが急激にこのくろまぐろのように短期間の間にTAC設定と、こういうことになりますので、今後こういうことが継続的に出てくる可能性の窓口を開いたというのか、糸口を開いたというのか、そういうふうになることに対する懸念というものも片や一方に非常にあるんだということもどこかに記録をしておいていただければありがたいというように。決して喜ばしいことではございませんので、よろしくをお願いします。

○山川分科会長 藤田管理課長。

○管理課長 御懸念の部分は認識をしております。ですから、だからこそ、平成27年から本来はある意味公的に担保措置を何らかの形で講じなければいけないというところを自主的な管理措置で何とかできないかという試行錯誤を重ねながらここまで来たというのが1つでございますし、太平洋くろまぐろに関しまして申し上げますと、もちろん、国際資源ではございますけれども、何度も御説明を申し上げますように、産卵場も漁獲の太宗ももうほとんど要するに日本漁業であり、日本のEEZ内だと。こういうものを前提にしておりますので、そういったことから、この法律に基づいて管理をしようとしておるわけでした、その点は御理解いただきたいというふうに思います。

○山川分科会長 では、太田審議官。

○審議官 すみません、ちょっと一般的な話として、従来アジとかサバとか、主として日本200海里内に存在するやつについてTACで管理してきたわけですけども、今年の白書のテーマの一つでもあるんですけども、国内漁業と国際漁業の境目というのがだんだんなくなってきて、今まで国内漁業だと思っていたものが実は国際漁業だったという——まあ、くろまぐろなんかは10年前、20年前というのは、そもそもWCPCみたいな発想はなくて、日本に沿岸してくるくろまぐろをとっていましたということだったと思うんですけども、それが太宗は日本ですけども、現実には韓国もとっているし、台湾もとっているし、東のほうではメキシコもとっているということで、いわゆる国連海洋法に基づく高度回遊性魚類というふうに位置づけられているわけでありまして。

ということで、それは関係国が集まって協力して管理しなきゃいけないということになっていきますので、そこは、もちろん、日本だけで管理が完結すれば、それは非常にやりやすいんですけども、なかなかそうはいかないという事情が出てきています。

それで、同じようなことは当然のことながら、かつおとかほかの、例えばさんまとか、そういうことにも当然起こり得る話なんですけれども、それは必ずしも悪いことばかりではなくて、というのは、例えば日本だけが日本の200海里で幾ら管理しても、ほかの公海とか、ほかの国の200海里内で好き放題とられると日本の努力も無になるわけですから、例えばさんまの場合で言うと、日本はTACでずっと管理してきましたけれども、公海で外国漁船が既にとっ

ると。こういう状況は、いち早く、なるべく早期に解消しなきゃいけないと思っていますので、そういう意味では、一番望ましいのは科学的根拠に基づいて全体、グローバルな、N P F Cのメンバー全体に対するT A Cをかけて、その中で日本が必要な割り当てを確保するというのが多分資源の持続的利用という意味でも、日本漁業の健全な発展という意味でも望ましいと。

そういう方向を目指して、我々は一生懸命交渉していかなきゃいけないと思っているんですけども、ただT A Cということで、必ずしも悪いことばかりじゃなくて、そこは資源の持続的利用と我が国漁業者の操業機会の確保ということを念頭に置きながらベストな方法を追求していきたいなど。その中でT A Cというのがベストであると考えれば、それは追求していきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 これまでも申し上げてきましたけれども、従来のT A C制度から公海をまたがるような資源がかなり出てきたと、こういうこと。まあ、従来からまたがってはいたんでしょうけれども、外国漁船が入ってくることによって、公海で操業することによってさまざまな問題が出てきて、総合的なT A C制度というものをもう一度根底から考える時期に来ているんじゃないのかなと。

今までのような日本の200海里を主体としたT A C制度というものではなくて、資源管理の仕方、調査の仕方もあるんですけども、だから、公海と、いわゆるまたがり資源的なものの考え方でT A Cというものをこれからつくっていく時代に入ってきたのではないのかという印象を受けておりますので、その辺もひとつよろしく願いしておきたいなと思います。

○山川分科会長 では、御意見として承ったということによろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、ほかに御発言がなければ、諮問第278号については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第279号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○管理課長 引き続き管理課長の藤田でございます。

お手元の資料4を御覧ください。

諮問事項第279号につきまして、まず諮問文を朗読させていただきます。

28水管第2412号  
平成29年4月6日

水産政策審議会



会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第279号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成28年11月24日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

資料4の別紙のところに基本計画の改正案を新旧対照表でお示ししております。

今回は1カ所だけでございますので、その裏面を見ていただければと思います。

島根県のところにアンダーラインが引いてあるのがわかるかと思えますけれども、「まさば及びごまさば」のTACの配分量を変更しようとするというものでございます。

中身につきましては、こちらの資料4-1の3ページ目を御覧いただいたほうがいいかと思えます。

この上段に、サバ類の28年漁期の漁獲量の見込みをお示ししております。数字が若干小さくございますけれども、本年1月までのサバ類の漁獲実績、緑色の部分でございますが、これは大臣管理漁業と都道府県の管理漁業を合わせまして30万2,000トン程度。消化率で申し上げますと約37%でございます。

今後、6月の漁期末まで、毎月、過去5年の最大の漁獲があると仮定いたしまして漁獲量を見込んだ場合でも、右下の黄色い枠に示したとおり、日本全体で54万トン程度になるんじゃないかと。消化率が66%になるということで、当初のTACの82万2,000トンには十分おさまるといふふうに見込んでございます。

一方で、島根県のサバ類の漁獲状況でございますけれども、同じページの下側のグラフを御覧ください。

2月末までの漁獲量、これは速報値でございますが、19万7,000トンということで、島根県のTAC配分2.6万トンに対する消化率が76%ということになっておりまして、今後の漁獲の伸びを近年の漁獲実績をもとにいたしまして漁期末までの漁獲量を推計いたしますと、今漁期

の最終的な漁獲量が2万9,000トン程度というふうに見込まれます。3,000トン程度の追加配分が必要であるということで要望がございました。

今回、島根県に仮に3,000トンの追加配分をいたしましても、今御説明申し上げましたように、今漁期の漁獲量の総計は当初TACの枠内に十分おさまるといふふうに見込んでおりますので、今回の期中改定に伴う管理上の問題はないものというふうには理解をしております。

なお、ほかの県におきましては、追加配分の要望はございませんでしたので、変更は行いません。

なお、これまでは、このような場合は、TAC全体もその分ふやしまして、当初の数量内を目安として行うというふうな、基本計画に記述しておりましたけれども、今回の、今見ていただければわかりますように、これまで他県の漁獲が進んでおりませんし、追加枠が非常に小さいということで、当初のTAC内で十分管理できるというふうには考えられますので、全体のTACは変更しないということにしたいと考えております。

なお、本件につきまして、ホームページを通じましてパブリックコメントを行いましたけれども、TACの数量そのものに関して特段の意見はございませんでした。

諮問第279号に係る説明は、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

これまで漁場が当初推定していたものよりも全然違う形で、今回の場合の島根県のように予想よりたくさんとれた場合、TAC自体もたしかふやして、だけど、当初のTAC以内におさめるように努力義務的なものがあったかと思うんですが、今回数量が少ないこともあり、またほかの都道府県でとれている量もそんなに多くないのでTACはふやさないという方針が示されましたけれども、基本的には私の考えといたしましては、TACをふやす。こういう場合、漁場の偏りによるものならばTACはふやさないというのが原則であってしかるべきではないかと思えます。

そうではなくて、たくさん魚がいるというのであれば、それは別の期中改定がありますね、TACの再計算という、資源再評価ですか、そっちのほうで対応すべきかなというふうには考えております。

コメントとして捉えていただければと存じます。

○山川分科会長 藤田管理課長。

○管理課長 御意見ありがとうございます。

従来からある基本ルールが参考資料としてお示ししておりますけれども、こういったものも、制度の運用実績ですとか、資源の状況、漁業者の状況もそれぞれ変わってきますので、そういったものを踏まえながら、よりよい形になるように運用の検討を進めていきたいと考えており

ます。ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にほかにご発言がなければ、諮問第279号については、原案どおり承認をしていた  
だいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第277号、278号及び279号について、確認のために答申書を読み上げさせて  
いただきます。

### 答 申 書

2 9 水 審 第 1 号

平成29年4月6日

農林水産大臣 山本 有二 殿

水産政策審議会

会 長 馬場 治

平成29年4月6日に開催された水産政策審議会第82回資源管理分科会における審議の結  
果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

### 記

諮問第277号 漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について

諮問第278号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について

諮問第279号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基  
本計画の検討等について

それでは、この答申書を浅川資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から浅川資源管理部長へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるということです。

まず、1つ目の「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」、事務局から説明  
をよろしく願いいたします。

○国際課長 国際課長の黒川でございます。

今ありました資料5「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」御説明をした  
いと思います。

これまで折に触れて説明させていただいてきておりますので、その後に状況が変わったこ  
とを中心に御報告をしたいと思っております。

これもこれまでと同じように、前段の国際情勢についてを私のほうから、後段の国内における方向性については藤田のほうから御説明させていただきたいと思います。

資料5を1ページめくっていただきまして、2ページ、裏に上段下段であるところが国際関係でございます。

そのうち、上段でございます。「ISC太平洋クロマグロに関するステークホルダー会合」というものが今月末に開催されますので、まずそれについて御説明いたします。

ISCは、これまでも何回か出てきておりますが、「北太平洋まぐろ類国際科学小委員会」という、関係国における科学者の方が集まっている委員会です。

WCPFCでありますとか、東半分のIATTC、これらに対する科学的助言を行う機関ということでありまして、特にWCPFCについては委託を受けて資源評価を行っている機関ということでございます。

今回行われますステークホルダー会合——まあ、関係者会合というものが初めて行われます。

これについて、何でこういう会合を科学者の機関が行うようになったかということをお説明したいと思います。

「背景」のところの上のほうで書いておりますが、まず昨年8月にWCPFCの「北小委員会」がございました。このときに合意された内容としては、暫定回復目標を達成した後で、2030年までの次の回復目標を今年の「北小委員会」で作成しましょうということになっております。

去年の12月のWCPFCの年次会合の中で、「北小委員会」に対しまして、遅くとも2034年までに初期資源量の20%まで資源を回復させる保存管理措置を策定すべきという示唆を十分に考慮するように「北小委員会」に対して要請がされております。

それを受けまして、WCPFCは、これらについて検討するために、実際に太平洋クロマグロの資源評価を行っておりますISCに対しまして、管理措置の違いによる資源量がどう変動するかという将来予測を行うように要請しております。

「管理措置の違いにより」というふうに申し上げましたが、ここにありますように、要は前提条件をどういうふうに置くかと。前提条件の違いによって、今後の資源量がどう変化するかと。どういった保存管理措置の選択肢が必要になってくるかということをおシミュレーションしてほしいということでございます。

それをISCのほうで今作業をやっておりまして、間もなく結果が出るというふうに聞いております。

その結果を、ISCが、我が国——まあ、太平洋クロマグロの場合、先ほどありましたように我が国が漁獲・消費の中心でございますので、を初めとする各国の関係者に対して説明をするということになっております。

では、その結果をどうするかということですが、⑤のところを書いてありますが、ISCは、その将来予測の結果とともに、この会合で出た意見を取りまとめて8月に行われる「北小委員会」の中の「合同作業部会」。「合同」と言っておりますのは、北小委員会と東半分のIAT

TCとの合同ということ。太平洋、その東西両域にわたる部会ということでございます。

ここに報告して、次の「合同作業部会」の中で次の回復目標について議論していこう、科学的な試算の結果と、それに対する各国の関係者の反応ということを検討していこうという形になってございます。

先ほど「今月末」というふうに申し上げましたが、具体的には4月25日～27日までの3日間、三田の共用会議所で行われます。

参加予定者でございますが、関係者である「北小委員会」とIATTCメンバーの行政官に加えて科学者。ステークホルダー、関係者というくくりで出てまいります。漁業者の方ですとかNGOの方、関係する国際機関、こういったところが入って、4の「議題」のところを書いてございますが、まずISCから科学的検討結果の説明がありまして、それに対する質疑応答、さらにその次の回復目標についての意見交換が行われるという形になっております。

これを踏まえまして下の段でございますが、今年の国際会議でございますが、この後、7月にIATTCの年次会合がございます。さらに西半分のほうにつきましては8月の末、例年と同じようなスケジュールですが、北小委員会がありまして、12月にWCPFCの年次会合があって、先ほど申し上げたような議論が行われていくというようなスケジュールになっております。

国際関係については、以上です。

○管理課長 続きまして、国内管理の方向性について御説明を申し上げます。

下のページ数で申し上げますと、3ページを御覧ください。

昨年末、沿岸くろまぐろの操業に関しまして、一部あまり好ましくないというか、不適切な事例がありましたので、中間取りまとめというのを2月に行いました。その後、全国調査の結果を3月に取りまとめましたので、それをここに御紹介をしております。

調査結果の概要といたしましては、承認を得ずに操業していたというものが3県で約13.6トンございました。漁獲量の未報告ですとか報告内容が間違っていたというものが9県であったということでございます。

この改善方向でございますが、まず無承認であったというものにつきましては、これは一部漁協の役職員の方も含めて認識不足だったところがございますので、これは周知徹底を図って、ちゃんと承認を得て操業していただくということしかないだろうというふうに考えております。

4ページを御覧ください。

4ページの上のほうになります。未報告の中には、いろいろございますけれども、特になかなか難しゅうございますのが、漁場形成が今年は特によかったということで、ふだん使用していない港ですとか市場に水揚げしたり出荷したという漁業者の方がおられまして、こういったものと、通常漁獲量把握をしている体制の中に入らなくていいというものがございましたので、これは報告の――漁業者の方はふだん使っていないところに水揚げしたら、ちゃんと報告しないとイケませんし、そういった体制づくりというんでしょうか、そういうルールをちゃんと点検をしないとイケないということだろうと思います。

それと、あと漁協のほうで一部単純なミスというんですか、そういうものがありましたので、そういうものはミスがないようお願いしたいということでございます。

対応の方向としましては、先ほど諮問を答申いただきましたように、TAC対象種に指定しましてやっていくということと、あと1つはパブリックコメントでもございましたように、報告体制をきちんとつくっていくということが重要だろうというふうに考えております。

現時点の漁獲状況について、4月時点ということでお示しをしております。

これはカウントの仕方が御承知のように、大中型まき網漁業とか近海竿釣り漁業は歴年となっております。第2管理期間は今年の12月で終わっているわけでございます。それに今年の7月からの沿岸漁業の漁獲実績を積み合わせると、4,007トンに対しまして3,978トンまで来ているという状況だということでございまして、非常に窮屈な状況まで来てしまっているということでございます。

今後のTAC導入に向けた作業工程でございます。5ページを御覧ください。

一番上の丸は、今申し上げましたとおりでございます。

今後、今年中には国の基本計画をつくって、この場にお諮りをして、来年からはTACが導入できるという形にいたしたいというふうに考えております。

一方で、国の基本計画が策定されますと、沿岸地区の全都道府県につきましても海区漁業調整委員会にお諮りをして都道府県計画をつくっていくということになります。

こういったことを一生懸命作業を進めていきたいというふうに考えております。

管理期間は、お示ししているとおりでございます。

6ページを御覧ください。

6ページの上段でございますが、国の基本計画におきましては、小型魚の4,007トンと大型魚の4,882トンというものを分けて書くことになるだろうというふうに考えております。

都道府県におきましても、これを受けた形で計画づくりをしていただくということでございますが、6ページの下のスライドにありますように、これまでの都道府県の方との接触ですと、やはり単独管理のほうがいいなとおっしゃるところと、隣接する県なりと共同で管理するといえますか、広域で管理するほうがいいなという県とございます。

その中で定置網につきましては、それぞれ定置網を共同管理に持っていくかどうかということで、ここにお示ししておりますように、組み合わせで申し上げますと4つぐらいのパターンというんでしょうか、そういうものが生じるのではないかとということで、このあたり、各都道府県でも関係の漁業者さんとかなり議論を交わされているのではないかとというふうに考えております。

今後の予定でございますが、7ページを御覧ください。

先ほどの説明と若干かぶる部分がございますが、4月以降、本日の水産政策審議会を踏まえまして、第3管理期間のくろまぐろTACの試験実施を検討していくということで、その後にステークホルダー会合がありますが、都道府県計画試行案ですとか、そういったものをつくりまして、まず報告をします。7月から第3管理期間の開始をすることで考えております。

従来と若干、参考資料についてもつけ加えた部分がございますので、触れておきますと、13ページを御覧ください。

13ページにおきましては、定置網で随分御議論ございましたけれども、いろいろ御苦労いただいている部分について御紹介をさせていただいております。

青森県におきましては——青森県はどちらかというと、これから漁期にだんだん近づいてくるといふことなんですけれども、例えば、ちゃんと地区別に上限を設定し、これは昨年の7月に、早々に漁を切り上げるといったようなことも実施しております。

あと秋田県におきましては、魚捕部を開放できるような、そういう漁具改良を行っていただいているということがございます。

富山県におきましては、3つの地区に分けてまして地区別の漁獲上限を設定していただきまして、それで網起こしというんでしょうか、を休止するとか、そういう輪番で水揚げするとか、そういうことを基準を定めてやっていただいているということがございます。

石川県におかれましては、今年の2月20日に8割に達した後、休漁の実施を決定したということで、それぞれできることを取り組んでいただいているということをお紹介させていただきます。

さらに、先ほど長元委員からありましたように、15ページ、クロマグロ養殖の現状ということで、せんだって2016年の活込み尾数を取りまとめ公表しております。ここにありますように、種苗の活込みといたしましては、天然種苗のほうが53万6,000尾ということで、人工種苗よりも若干多いという状況になっております。

出荷尾数にしましては、全国で20万9,000尾と。重量といたしましては、1万3,413トンということで取りまとめをさせていただいたということがございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

嘉山委員。

○嘉山委員 まず、去年から続いて、今年なんかのクロマグロ未成魚の加入がよかったことについては、要因とかは何かわかっているんですか。

○山川分科会長 漁場資源課長、よろしくお願いします。

○漁場資源課長 要因はわかりません。

これは、結果的に今年いっぱい湧いたねというのがわかって、あっ、湧いたんですねということになるんで。多分、これから国水研でやろうとしている課題は、大量発生した原因は何かと。そのときの環境要因を調べることなんだと思います。

○嘉山委員 わかりました。

あともう一つなんですけれども、3月の下旬に韓国で結構まき網のマグロをとられたようなんですけれども、韓国はその辺で結構日本に入ってきていたと思うんですけれども、韓国は韓

国のTACがあって、それはしっかり守られていたんですか。

○山川分科会長 藤田管理課長。

○管理課長 韓国におきましては、主に漁獲しているのがまき網だと承知しておりますけれども、韓国のほうで関係の漁業に対して、これ以上クロマグロをとらないよという指示をしたということ承知しております。

○審議官 すみません、もうちょっと詳しく話しますと、韓国は去年、小型魚の枠しかないにもかかわらず、大型魚を470トンぐらいだったと思いますけれども、とって、去年のその時点で大型魚の枠というのは明確な義務規定がなかったので、韓国は結果として半分、二百三十何トンだったと思いますけれども、それを5年間かけて自主的に返済しますよということを去年の年次会議で言っています。

とすると、1年間、230割る5の四十何トンだったと思うんですけども、韓国のももとの枠が718だったかな、16。16からその数字を引いた数字が今年の韓国の枠になるんですけども、その枠は超えてしまった。ただし、ももとの716は守っているみたいな、何かそんな状況だというふうに聞いていますけれども、最終的に韓国政府から正式な数字は聞いていないので確たることは言えないんですけども、自主的に返済するとした分を引いた分は超えてしまったというふうには聞いています。

○嘉山委員 わかりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 先ほどの4月25～27日のステークホルダー会議なんですが、この3日間で具体的にどんな議論があって、3日目に何らかのまとめがあるとか、その3日間の流れのようなものが今わかっていたら教えていただけますか。

○山川分科会長 国際課長、よろしく申し上げます。

○審議官 私から。

これは、さっき議題について説明がありましたけれども、まずISCのほうから科学的検討結果の説明ということで、それで検討すべきシナリオというのがすごくたくさんあって、それを1個ずつ丁寧に説明していくと、それなりに時間がかかるということだと思います。

当然その後、すぐに理解するのはなかなか難しい部分もあるかと思いますが、会場にいらっしゃる方から、それに対して質問してもらって、その後に、では次期回復目標——今あった説明と会場からの質疑、それに対する応答などを踏まえて、では次の、また2030年になると思いますけれども、それまでの次期回復目標についてどうするかということをお皆さんに意見を言っていたかと。

その結果、何か結論が出るというのはなかなか想像しがたい部分もあるんですけども、多分簡単なレポートみたいなものを最後まとめて、それを8月の末に行われるIATTCと北委員会の合同会合に提出して、みたいな話なんで、当初、これ本当に3日かかるのかなという話もなきにしもあらずだったんですけども、そこはやってみないとわからないというのが正直



なところでございます。

○山川分科会長 ほかにごございますでしょうか。

では、ほかに御発言が特になければ、次の報告事項に移りたいと思います。

「N P F C（北太平洋漁業委員会）参加国等の漁業状況について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理部参事官 資源管理部参事官の田中でございます。

私のほうから、資料6「N P F C参加国等の漁業状況について」ということで御報告させていただきます。

このN P F Cは2015年に発足したばかりでございますけれども、その中で毎年、参加各国・地域が漁獲の実績を報告することになっております。その概要については、昨年4月のこの分科会にも御報告させていただきました。今年は2016年の数値が追加されましたので、その実績を御報告させていただきたいと思います。

上の表にありますサンマについてでございますけれども、昨年2016年の漁獲量は、従来サンマ漁獲量の上位を占める我が国のほか、台湾が引き続き低い水準の漁獲に留まったのに対して、中国及び韓国が漁獲を増加させたという状況でございます。

ですが、どの国も2014年の水準までには回復していないということでございます。特にロシアについては、漁獲量を大きく減少させているというところがございます。

これらの漁獲減少の原因については明らかになっておりませんが、いずれにしましても、N P F Cにおいては、今サンマについて資源評価作業を行っておりまして、本年中に完了すべく作業が進んでいるところでございますので、その結果を待つ必要があるのではないかと考えております。

サンマについては、御案内かと思っておりますけれども、条約水域である北太平洋公海における許可隻数の急増を抑制することが合意されております。

操業隻数について見ていただきますと、中国だけが大きく増加させております。しかしながら、急増抑制の条件というものは操業隻数ではなく許可隻数、すなわち、それぞれの政府が正規に許可を与えた船の数ということになります。中国についても操業隻数は確かに増えているわけでございますけれども、許可している隻数、これも本当に増加させているのかどうかについて見きわめる必要があります。これにつきましては、合意事項をちゃんと守っているかどうかを審議する専門委員会があり、それが7月に開催されますので、そこでしっかり検証するようになりたいと思っております。

下の欄がサバ類でございますけれども、日本、中国、ロシアが報告をしてきております。このうち、中国は御案内のとおり、日本の200海里に隣接する条約水域であります北太平洋公海で漁獲をしているわけでありまして、漁獲量は、2014年と2015年を比較してわかりますとおり、急増したわけでございますけれども、2016年は若干の増加に留まっているところでございます。日本も近年、安定してはおりますけれども、増加傾向にあるということでございます。

最後の欄にごございますロシアについてですが、前年、2015年が466トンだったのに対して、

2016年は4,200トンと急増させておりますが、これについてはほとんど全てをロシアの200海里水域内で漁獲しているものと思います。

これは、恐らくマサバの資源が回復基調にあるために、ロシア水域内にも相当量が回遊するようになったためではないかと推測をしております。

太平洋のマサバについては、去年もお話し申し上げましたが、この条約水域にあります北太平洋公海で中国が13万トン、14万トンも大量に漁獲するということが、資源の回復に悪影響を与えるのではないかとということが我々の懸念材料でございます。

そのため、昨年8月のN P F Cの委員会会合においては、日本の提案によってマサバの資源評価をN P F Cにおいて可能な限り早期に実行するということと、それまでの間、マサバの許可隻数、これも公海においてでございますけれども、増加させないことを推奨するということが合意されたところでございます。

この合意は推奨するという言葉になっておりますので、必ずしも強制力があるわけではございませんが、中国の隻数と漁獲量の伸びについて、2015年と16年とを比較して見ていただくと、ある程度伸びが抑制されたように見えます。しかしながら、違法な漁船が相当量含まれているということが問題ではないかと考えております。

中国は、違法な漁船の取り締まりを強力に進めることをさまざまな場で明言しておりますが、日本としては、視認される船を見る限り、実際の効果がどうも見えないというところでございます。

日本は、この違法船の問題を中心にN P F Cの場で強く働きかけるのはもちろんのこと、中国の漁業当局と会うさまざまな場においても引き続き働きかけを行って、中国の違法漁船対策を中心にきちんと働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上で資料6の説明を終わらせていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見……あっ、柳内委員。

○柳内委員 まずサバ類の中国の2016年の漁獲量に関してなんですが、これは今言及あった違法船の数量も含んでこの数値なのかということと、我々いろいろなルートで聞こえている話では、やはりもっと多く漁獲しているのではないかという類推もあるんですけども、各国の報告ベース以外に何か貿易量とかで類推できる策がないのかどうか、その辺基本的なことを教えてください。

○山川分科会長 田中参事官、よろしくお願いします。

○資源管理部参事官 御質問ありがとうございます。

私のほうでちょっと説明が不十分でしたが、中国が報告してきている数量というものは、当然のことながら正規の漁船の数量でございますが、これ以外にいわゆるIUU漁船の漁獲量もあるのではないかと思います、その名のとおり、違法で無報告な漁獲ということになりますので、この中には含まれてこないということでございます。

その具体的な数量について類推する方法はないのかということでございますけれども、貿易

などによって、例えばマグロのように刺身用のマグロの多くが、ほとんどが日本に来るということであれば、1つの方法として貿易量をチェックすることによって真の漁獲量を把握するということはできるかもしれませんが、残念ながら、中国はどうもマサバを自国で消費しておるようですので、貿易からではなかなか追いつくというところがございます。

しかし、遵守委員会等でのそれぞれの国・地域からの発表に対して、それ以外にIUUの漁獲物があるのではないかということで、当然会議の場で追及していきたいと思っております。

○柳内委員 わかりました。

それと、我々この三陸・常磐沖で大中まきがサバの資源管理と称して10年以上漁獲抑制をする資源管理を進めてきて、資源が底を打って回復してくると、こういう新たな脅威にさらされているという非常にもどかしい現状でございます。

先ほどTAC制度の見直しの言及も高橋特別委員からもありましたけれども、こういったこれまで想定していない場面になる中で、我々の資源管理をどうやっていくのかとか、それから資源管理をサポートする体制として積立ぶらすの強化型とかあろうかと思うんですが、我々なりに資源管理をすれば、いつか果実を享受できると思っているところが、それを享受できない、よりさらに厳しい状況下に追い込まれる、この複雑な現実に対応できないいろいろなルール策定等、ぜひよろしく願いいたします。

○漁場資源課長 すみません、さっきの中国の漁獲なんですけれども、今年の予算で人工衛星から見た「あたり」と、あとAISというシステムがございますよね。それと、実際の運搬船が中国に入るときに現地に行って見てという3点を組み合わせて、どのくらい漁獲しているのかというのを類推しようという事業を始めます。

○柳内委員 よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。柳内委員から御意見をいただいたということでよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

加澤委員。

○加澤特別委員 各国のここ3年のデータからもわかるとおりなんですけど、どんどん漁獲量が減っていると。我々漁業者から前もお伝えしたんですが、これは公海上で規制なくとっている数量のみならず、今これ毎年毎年来遊がどんどん減って、以前、特に平成22年まで当たり前のように11月後半、12月末で形成されていた常磐沖、銚子沖の来遊がもうゼロなんです。

本当に我々漁業者からして、これを起こしている原因というのは、多分に数量を制限なくとっていることもあるんですが、漁期ですか、彼らは4月か5月頃からかなり遠い漁場でやっていることも大きな要因かと思われまますので、今後のNPFCにおいて本当にそこら辺の科学的な調査、しっかり捉えてもらって、そこら辺も把握してもらって、数量のみならず、ですから、漁期の規制ですか、公海といえども。そこら辺も考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 田中参事官。

○資源管理部参事官 加澤特別委員、御意見ありがとうございます。

サンマについては、確かにこれからN P F Cの中で主に議論されていくこととしては、漁獲量の規制をどういうふうにやっていくか、資源評価に基づいてどうやっていくかということが主になってくると思いますけれども、同時に今おっしゃったように、漁期の問題とか、来遊のメカニズムの問題などがあるかと思えます。

今科学的な議論は、1年間にどのぐらい獲っていいかというところに集中しているところがございますので、これから特に日本の研究者が中心になって、今おっしゃられた2番目の問題、漁期というか、要するに早期に他国・地域が漁獲することが、その後の来遊等にどのような影響があるのかということについては、科学的なデータが示せるように努めていきたいというふうに考えております。

○加澤特別委員 あともう一つの懸念がやはり中国で、私も数年前、N P F Cの会議に出席した際に、あの会議で資源状況が中位からちょっと下降きみだということで、ある程度科学的な結果、明らかな数値が出るまでは各国で抑えようと申し合わせたにもかかわらず全然守っていないんです。ふやしている。あのとき、中国も承認しているはずなんです。にもかかわらずこういう状態で、私は中国船に関しては非常に危惧いたします。

そこら辺の抑制も各国協調で何とか抑えていくことをお願いしたいと思えます。

○山川分科会長 田中参事官。

○資源管理部参事官 ありがとうございます。

短くお答えしたいと思えますが、先ほども御説明したとおり、ここにあります船の数というのは操業隻数でありまして、中国は実際に操業した船の数を42隻から60隻に増やしたということでございますけれども、実際に許可を出している船の総数を本当に2015年、16年と増やしているのか、きちんと検証しなければいけません。

繰り返しになりますけれども、それは7月に遵守委員会という決まりを守ったかどうかを審査する委員会がありますので、そこできちんと取り上げたいと思えます。

○加澤特別委員 よろしく申し上げます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、その他に移ります。

その他ですけれども、何かございますでしょうか。

ないようであれば、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしく申し上げます。

○管理課長 次回の資源管理分科会につきましては、5月中下旬をめどに開催をしたいというふうに考えております。

具体的な日程につきましては、後日、事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、どうぞ調整のほうをよろしく願いいたします。

○山川分科会長 5月中下旬ということでよろしく願いいたします。

以上で、予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

本日は、長時間にわたり御議論いただきまして、大変お疲れさまでございました。

これもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。